

第31回 定時株主総会

招集ご通知

LAWSON

目 次

| | | |
|-----------------------------|----|-----|
| 第31回定時株主総会招集ご通知 | 1 | (頁) |
| 〔添付書類〕 | | |
| 営業報告書 | 2 | |
| 1. 営業の概況 | 2 | |
| (1) 企業集団の営業の経過及び成果 | 2 | |
| (2) 企業集団の設備投資及び資金調達の状況 | 5 | |
| (3) 企業集団が対処すべき課題 | 6 | |
| (4) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移 | 7 | |
| 2. 企業集団及び会社の概況 | 8 | |
| (1) 企業集団の主要な事業内容及び主要な事業所等 | 8 | |
| (2) 株式の状況 | 9 | |
| (3) 自己株式の取得、処分等及び保有 | 10 | |
| (4) 新株予約権の状況 | 10 | |
| (5) 企業集団の従業員の状況 | 15 | |
| (6) 企業結合の状況 | 15 | |
| (7) 取締役及び監査役 | 17 | |
| (8) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額 | 18 | |
| (9) 会計監査人に支払うべき報酬等の額 | 18 | |
| 3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実 | 18 | |
| 連結貸借対照表 | 19 | |
| 連結損益計算書 | 20 | |
| 貸借対照表 | 25 | |
| 損益計算書 | 26 | |
| 利益処分案 | 31 | |
| 会計監査人の監査報告書 謄本(連結) | 32 | |
| 会計監査人の監査報告書 謄本 | 33 | |
| 監査役会の監査報告書 謄本(連結) | 34 | |
| 監査役会の監査報告書 謄本 | 35 | |
| 〔議決権の行使についての参考書類〕 | | |
| 1. 総株主の議決権の数 | 36 | |
| 2. 議案及び参考事項 | 36 | |

平成18年5月11日

株主の皆さまへ

大阪府吹田市豊津町9番1号

株式会社ローソン

代表取締役 新浪 剛

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印のうえ、平成18年5月25日までに到着するよう、ご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年5月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
メルパルクホール（大阪郵便貯金ホール）
（会場へは末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第31期（平成17年3月1日から平成18年2月28日まで）営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びにその監査結果報告の件
 2. 第31期（平成17年3月1日から平成18年2月28日まで）貸借対照表、損益計算書及び定款授権に基づく取締役会決議による自己株式買受け報告の件
決議事項
第1号議案 第31期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（36頁から42頁まで）に記載のとおりであります。
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 当社の取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件
第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する株主さまに限られます。）。

(添付書類)

営業報告書

(平成17年3月1日から
平成18年2月28日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、個人消費や企業収益の改善により景気回復期待が高まってまいりました。その一方、原油価格の高騰が景気動向に影響を与える恐れがでてきた他、三大都市圏以外の地方経済は回復感が鈍く、景況感も全国一律の物差しでは計れない状況が続きました。

コンビニエンスストア（CVS）業界につきましては、大手CVSチェーンによる積極的な出店が継続したことに加え、スーパーマーケットの営業時間延長や24時間営業化の拡大をはじめとして、ファミリーレストラン、持ち帰り弁当やドラッグストアなど他業界との競争も激化しました。また、生鮮食品の品揃えに特徴を持ち、小商圏の消費者をターゲットとした生鮮コンビニエンスストアが急拡大しました。

これらの環境変化により、時間節約ニーズや利便性のみ追求し、若年男性客向けを主体とした品揃えやサービスを行うだけの従来型CVSは、同質化したCVS店舗同士による消耗戦を強いられ、既存店売上高の前年割れ状態が続いていました。

このような状況の中で当社グループは、当期で創立30周年を迎えるにあたり、次の経営施策を実行いたしました。

「商品開発力の向上」「店舗運営力の強化」「店舗開発力の充実」の3つの要素を柱として既存店舗の強化と新規出店に注力し、CS（お客さま満足）の向上を目指しました。

新フォーマット「LAWSON STORE100」の開発により、「ローソン」「ナチュラルローソン」を含めた3フォーマットでの出店体制の確立を図りました。

創立30周年を機に、新たな企業理念「私たちは“みんなと暮らすマチ”を幸せにします。」を制定し、お客さまのみならず社会全体にとっても必要な会社であるべく、企業理念に基づきCSR（企業の社会的責任）活動に努めました。

これらの経営戦略とそれに基づく業務執行の結果、当期の業績につきましては、営業収益は2,680億5千8百万円（前期比5.4%増）となり、経常利益は、フランチャイズ店の増加により加盟店からの収入が78億2千1百万円増加したことなどにより、前期に比べ16億1千7百万円増加し439億4千万円（前期比3.8%増）となりました。当期純利益は、前期に比べ15億8千9百万円増加し220億2千5百万円（前期比7.8%増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

（コンビニエンスストア事業）

当事業では、CVS業界の激しい環境変化の中で、お客さまニーズに合った新たなCVS業態の確立を目指し、市場で勝ち残るべく、次のような経営施策を実施いたしました。

まず当社グループは、「ローソン」「ナチュラルローソン」に続く第3のフォーマット「LAWSON STORE100」を開発し、平成17年5月に第一号店を出店いたしました。従来型のCVS業態では対応できなかった、主婦や高齢のお客さまニーズに合わせて、バリュー（お値打ち）価格の生鮮食品や惣菜、加工食品などを提供することをコンセプト（概念）にいたしました。このフォーマットの開発により、「マチのほっとステーション」でおなじみの「ローソン」、女性をメインターゲットとし「美」と「健康」をキーワードに快適なライフスタイルの実現をサポートする「ナチュラルローソン」と

併せて、幅広いお客さまのニーズに対応できる3つのフォーマットを展開することが可能となり、出店余地の拡大による企業成長の可能性が高まりました。

次に当事業では、以下の「3つの要素」の質を高めることにより、CSの向上に努めてまいりました。

『商品開発力の向上』：「安全・安心・健康・おいしい」をキーワードとした、ローソンならではの「イノベーション（革新）」に基づく商品開発力の向上を目指しました。

『店舗運営力の強化』：「3つの徹底」すなわち、「マチのお客さまに喜んでいただける品揃え」「お店とマチをきれいにする」「心のこもった接客」、これらの3項目を達成するための店舗指導力の強化を行いました。

『店舗開発力の充実』：お客さまにとって便利な立地を追求し、高収益店舗を出店するため、出店基準の厳守、新フォーマットの開発、業務提携などを行いました。

【商品戦略の状況】

商品戦略につきましては、お客さまのニーズに合った商品開発を目指し、次のように積極的に「イノベーション」を追求して、小売他社との差別化を図りました。

平成16年に立ち上げました、「食に驚きとアイデアを」をコンセプトとする米飯ブランド「ごはん亭」につきましては、毎月平均2種類のペースで積極的に新商品を投入いたしました。平成17年4月に発売しました「かに玉の黒酢あん」と「炙（あぶ）りチャーシュー丼」をはじめとして、五穀ご飯や麦ご飯といった健康志向の食材を使用した弁当を開発いたしました。また、「お弁当の中にスープを入れる」という新たな発想により、日本の伝統的な食文化である「一汁三菜」というスタイルを再現した、新しい「ごはん亭」シリーズを立ち上げました。

その他に、「焼鯖（さば）寿司」などを代表とする寿司カテゴリーの売上高が、前期比100%を超え、好調に推移いたしました。

発売以来3年を経過した「おにぎり屋」につきましては、CVS業界で初めて手巻おにぎりに「手巻四角型包装」（メーカー特許）を採用し、パリパリ感のある海苔とふっくらとしたごはんが特徴の「新ふっくら手巻おにぎり」を、平成17年7月より全国展開いたしました。

また、「あれもこれもちょっとずつ食べたい」「野菜やお肉等と栄養バランスよく食べたい」といった20代～30代の働く女性の声を反映して、パスタとおかずを一緒に楽しめる「Deli & Pasta」シリーズを平成17年10月に発売いたしました。

カウンターで提供するホットフード・カテゴリーにつきましては、「からあげクン」の新シリーズをはじめ、「フライドチキン」などの新商品を投入し、店舗での積極的な販促活動もあいまって、売上高が前期比100%を超えることができました。

また、平成17年6月には「30周年記念キャンペーン」を展開し、「驚きと遊び心のある高付加価値」をコンセプトに、「30周年記念弁当」などの商品を発売いたしました。

【店舗運営の状況】

店舗運営につきましては、販売機会ロス（お客さまが必要とする商品が売場で品切れしていること）と、商品廃棄ロス（商品がお客さまにお買い上げいただけず余ってしまうこと）の二つのロスを低減させ、「マチ（地域）」のお客さまに合った品揃えを目指し、経営施策を実行してまいりました。具体的には、個店ごとのお客さま情報の収集及び分析に努めたうえで、FC（フランチャイズ）店舗による発注精度の向上を目指すため、スーパーバイザー（店舗指導員）の経営支援活動の質の向上を図りました。また、平成16年より導入しておりますミステリーショッパー制度（覆面調査員がお客さまの視点で各店舗を客観的かつ定量的に評価する制度）が定着し、FC加盟店オーナーの自店の改善意識が高まり、店舗運営力の強化に貢献してまいりました。

【店舗開発の状況】

店舗開発につきましては、地域のお客さまのニーズに柔軟に対応できる3つのフォーマット、「ローソン」「ナチュラルローソン」「LAWSON STORE100」の特性を最大限に活用し、立地に合った最適なフォーマットを出店する体制を整えました。「ローソン」のみでは、他の大手CVSの競合を考慮すると出店が難しかった立地に対しても、「ナチュラルローソン」や「LAWSON STORE100」といった、差別化できるフォーマットでの出店が可能となってまいりました。

当期の出店につきましては、関東、近畿、中部などの大都市圏を中心に、当社グループ独自の出店基準「NGライン（出店不可基準）」「グリッド・ポイント（一番立地）」「ROI（投資収益率）基準」の徹底により、高収益の見込める店舗開発に努めてまいりました。また、優良FCオーナーの募集に努めるとともに、運営部門と開発部門の連携や出店候補地域の有力企業との取り組み強化などにより優良物件情報の収集にも力を入れてまいりました。多様な立地への出店を目指す戦略の一環として、平成17年11月には東京急行電鉄株式会社と業務提携を結び、平成18年夏の第一号店出店を目指し、新たなタイプの「駅型コンビニエンスストア」を業態開発していくことで合意しました。さらに平成18年2月には、東京地下鉄株式会社（東京メトロ）との業務提携により、従来地下鉄駅構内に出店していた「ローソン」に加え、新たに「ナチュラルローソン」を出店し、「ナチュラルローソン」の知名度の向上とブランドイメージの確立を図りました。

これらの施策の結果、当期は新規出店数が717店舗、立地移転を含む閉鎖店舗数が428店舗、当期末現在の店舗数は8,366店舗（うち、「ナチュラルローソン」は51店舗、「LAWSON STORE100」は35店舗）となり、前期末に比べ289店舗の増加となりました。

【その他の状況】

サービス面につきましては、公共料金などの収納代行の年間取扱件数が1億3,000万件を超え、取扱金額も1兆1,652億円まで拡大いたしました。また、ATM（現金自動預入支払機）の設置は、新たに宮城県を加えた27都道府県にまで広がりました。平成14年8月にサービスを開始いたしましたローソンパスにつきましては、カード会員数が200万人を超え、着実にお客さまのご支持をいただいております。

CSR活動につきましては、平成17年3月に社長直属の組織としてCSR推進ステーションを設置し、企業の社会的責任を果たすべく環境保全・社会貢献活動を強化いたしました。平成17年4月には、店舗及び従業員の積極的な参加を基本理念に、平成4年から継続して行っております「ローソン緑の募金」をはじめとする緑化支援活動が評価され、民間企業では初めて社団法人国土緑化推進機構より「みどりの文化賞」を受賞いたしました。また、平成18年2月には、既存店舗における省エネルギー機器「エコパック」「エコモニター」の導入が評価され、財団法人省エネルギーセンター主催「平成17年度省エネルギー優秀事例全国大会」において、「経済産業大臣賞」をCVS業界では初めて受賞いたしました。さらに、地震や台風などの被災地に対する災害救援募金活動や救援物資による支援などの災害復興支援活動も積極的に行いました。その結果、平成4年から当期までの、「ローソン緑の募金」及び災害救援募金の総額は約28億円に達しました。

内部統制システムの状況につきましては、社外取締役が過半を占める取締役会、監査役会、リスク・コンプライアンス委員会、そして内部監査を主管する監査指導ステーションを中心に、企業理念及び「ローソン倫理綱領」に基づく行動と、コンプライアンス（法令等遵守）及びリスク管理に関する取り組みの徹底を行ってまいりました。さらに、平成18年2月に「2006年度内部統制システムの整備の基本方針」を取締役会において決議し、平成18年3月1日より実施することといたしました。この基本方針に基づき、内部統制システム関連の体制や規程の更なる整備を進め、コンプライアンスやリスク管理などに関する取り組みの強化を図ってまいります。

【コンビニエンスストア事業の営業収益】

| 営業収益 | 前 期 比 |
|-------------|---------|
| 251,982 百万円 | 105.2 % |

【コンビニエンスストア事業の商品別チェーン全店売上高】

| 商 品 別 | 売 上 高 | 構 成 比 | 前 期 比 |
|---------|-------------|--------|---------|
| 加 工 食 品 | 682,006 百万円 | 50.1 % | 102.5 % |
| ファストフード | 312,289 | 22.9 | 105.0 |
| 日 配 食 品 | 150,917 | 11.1 | 101.9 |
| 非 食 品 | 216,519 | 15.9 | 99.4 |
| 合 計 | 1,361,731 | 100.0 | 102.5 |

(その他の事業)

当社グループには、コンビニエンスストア事業以外にチケット販売事業、電子商取引事業、金融サービス関連事業、コンサルティング事業があります。

チケット販売事業を営む株式会社ローソンチケットは、主力のコンサートチケット販売に加え、演劇、スポーツ関連チケットの取り扱いも伸長しております。

金融サービス関連事業を営む株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスは、ローソン店舗などへのATM設置台数及び取扱件数が伸長したことにより、業績は好調に推移いたしました。なお、平成18年2月には宮城県においてATMの設置を開始し、当期末現在で全国の設置台数は3,812台となりました。

【その他の事業の営業収益】

| 営業収益 | 前 期 比 |
|------------|---------|
| 18,888 百万円 | 110.1 % |

(2) 企業集団の設備投資及び資金調達の状況

当期における設備投資の総額は439億9千6百万円であり、主なものは、土地・建物などの店舗設備投資が346億8千万円、情報システムの拡充が93億1千5百万円であります。

なお、当期中に実施いたしました設備投資などの所要資金はすべて自己資金を充当しております。

(3) 企業集団が対処すべき課題

デフレーション傾向の長期化や依然として続く景気の先行不透明感の中、企業間競争はますます激しくなるものと思われまます。

このような状況の中で当社グループは、中長期の安定的かつ持続的な成長を実現するために対処すべき主な課題を次の5項目と考えております。

顧客層を意識した店づくりと商品企画による、客層の拡大と来店客数の増加

既存のCVSのコアターゲットである、20代～30代の男性のお客さまに引き続きご支持いただくとともに、従来型CVSでは十分にニーズを取り込めなかった、女性や高齢のお客さまを新たなターゲットにした品揃え・サービス・売場づくりを推進することで客層の拡大を図り、来店客数の増加による成長を目指します。

「3つの徹底」の推進による、店舗競争力の向上

従来に引き続き、「3つの徹底」（マチのお客さまに喜んでいただける品揃え、お店とマチをきれいにする、心のこもった接客）を推進してまいります。特に、「マチのお客さまに喜んでいただける品揃え」、すなわち地域・個店のお客さまのニーズに合った商品の提供と、その商品が品切れしないための発注精度の向上について、今まで以上に徹底してまいります。

FC加盟店オーナーの収益拡大と、オーナー候補者の安定的確保

個々の店舗の競争力を向上することで、オーナー収益を拡大し、CVS事業の魅力を一層高めてまいります。また、オーナーの店舗運営の負荷を軽減する施策を実施することで、既存オーナーの事業意欲を増進してまいります。さらに、集客性・収益性の高い店舗を開発するため、優良な物件情報の収集と優良なオーナーの募集に注力してまいります。

「ナチュラルローソン」「LAWSON STORE100」の事業拡大とビジネスモデルの確立

「美」と「健康」をキーワードに展開しております「ナチュラルローソン」は、商品面・店舗運営面でようやく軌道にのってまいりましたので、FC店舗の拡大も含め、今後積極的な店舗展開を行ってまいります。平成17年にスタートいたしました「LAWSON STORE100」につきましても、プライベートブランド「パリュールライン」の更なる充実を図り、ビジネスモデルの確立を目指します。

内部統制システムの整備とコンプライアンス意識の更なる徹底

「2006年度内部統制システムの整備の基本方針」に基づき、内部統制システムの整備とコンプライアンス意識の全社への徹底をさらに進め、企業理念に基づく企業行動の推進を図ります。会社法の理念に基づき、内部統制システムの更なる充実を目指します。

当社グループは、中長期的に安定的かつ健全で持続可能な成長を果たすために、従来のCVSの常識の枠にとらわれず、あらゆる面で「イノベーション」を追求することにより、進化したローソンを目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

| 区 分 | 第 28 期 (平成14年度) | 第 29 期 (平成15年度) | 第 30 期 (平成16年度) | 第 31 期 (平成17年度) |
|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 営 業 収 益(百万円) | 250,334 | 245,601 | 254,395 | 268,058 |
| 経 常 利 益(百万円) | 30,656 | 36,563 | 42,322 | 43,940 |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 8,861 | 18,571 | 20,435 | 22,025 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 | 82円35銭 | 175円78銭 | 198円47銭 | 215円50銭 |
| 総 資 産(百万円) | 342,599 | 354,831 | 356,309 | 375,106 |
| 純 資 産(百万円) | 151,864 | 154,317 | 160,282 | 175,184 |
| 1 株 当 た り 純 資 産 | 1,411円 | 1,479円 | 1,568円 | 1,712円 |

当社の営業成績及び財産の状況の推移

| 区 分 | 第 28 期 (平成14年度) | 第 29 期 (平成15年度) | 第 30 期 (平成16年度) | 第 31 期 (平成17年度) |
|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| チェーン全店売上高(百万円) | 1,291,030 | 1,285,018 | 1,329,077 | 1,360,495 |
| 営 業 収 益(百万円) | 239,315 | 231,099 | 239,534 | 248,041 |
| 経 常 利 益(百万円) | 33,209 | 37,629 | 42,237 | 43,639 |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 10,263 | 19,018 | 20,585 | 22,707 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 | 95円38銭 | 180円01銭 | 199円93銭 | 222円18銭 |
| 総 資 産(百万円) | 338,221 | 349,328 | 350,180 | 368,276 |
| 純 資 産(百万円) | 154,860 | 157,843 | 163,991 | 179,505 |
| 1 株 当 た り 純 資 産 | 1,439円 | 1,513円 | 1,604円 | 1,754円 |

- (注) 1. 「 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移」の表示方法につきましては、第30期より表示単位未満四捨五入から切捨てに変更しております。
2. 企業集団及び当社における第29期の「当期純利益」の増加は、主に店舗閉鎖に伴う固定資産除却損の減少によるものであります。

2. 企業集団及び会社の概況（平成18年2月28日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容及び主要な事業所等

（コンビニエンスストア事業）

株式会社ローソン

主要な事業内容：主としてフランチャイズシステムによるコンビニエンスストア「ローソン」のチェーン本部として、フランチャイズシステム及び直営店舗の運営を行っております。

本 店：大阪府吹田市豊津町9番1号

主要な事業所：東京本社（東京都品川区）、北海道支社（札幌市中央区）、東北支社（仙台市青葉区）、関東支社（東京都品川区）、中部支社（名古屋市中区）、近畿支社（大阪府吹田市）、中四国支社（岡山県岡山市）、九州支社（福岡市博多区）
 （注）上記の他にディストリクト・オフィスなどを103ヵ所に有しております。

店 舗：

| 地 域 | 店 舗 数 | 地 域 | 店 舗 数 | 地 域 | 店 舗 数 | 地 域 | 店 舗 数 |
|-------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| 北 海 道 | 500 | 東 京 都 | 843 | 滋 賀 県 | 118 | 香 川 県 | 96 |
| 青 森 県 | 139 | 神 奈 川 県 | 485 | 京 都 府 | 181 | 愛 媛 県 | 152 |
| 岩 手 県 | 171 | 新 潟 県 | 106 | 大 阪 府 | 837 | 高 知 県 | 56 |
| 宮 城 県 | 162 | 富 山 県 | 102 | 兵 庫 県 | 471 | 福 岡 県 | 311 |
| 秋 田 県 | 131 | 石 川 県 | 73 | 奈 良 県 | 100 | 佐 賀 県 | 58 |
| 山 形 県 | 55 | 福 井 県 | 74 | 和 歌 山 県 | 111 | 長 崎 県 | 83 |
| 福 島 県 | 97 | 山 梨 県 | 62 | 鳥 取 県 | 71 | 熊 本 県 | 89 |
| 茨 城 県 | 107 | 長 野 県 | 136 | 島 根 県 | 65 | 大 分 県 | 113 |
| 栃 木 県 | 105 | 岐 阜 県 | 91 | 岡 山 県 | 114 | 宮 崎 県 | 80 |
| 群 馬 県 | 68 | 静 岡 県 | 151 | 広 島 県 | 122 | 鹿 児 島 県 | 110 |
| 埼 玉 県 | 323 | 愛 知 県 | 340 | 山 口 県 | 110 | 沖 縄 県 | 127 |
| 千 葉 県 | 287 | 三 重 県 | 80 | 徳 島 県 | 103 | 合 計 | 8,366 |

株式会社ナチュラルローソン

主要な事業内容：当社より「ナチュラルローソン」店舗の運営を受託しております。

なお、「ナチュラルローソン」の店舗数51店は上記表中に含まれております。

本 店：東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社バリューローソン

主要な事業内容：「LAWSON STORE100」店舗の運営を行っております。

なお、「LAWSON STORE100」の店舗数35店は上記表中に含まれております。

本 店：東京都品川区大崎一丁目11番2号

(その他の事業)

| 名 称 | 本 店 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-------------------------|--------|--|
| 株式会社ローソンチケット | 東京都渋谷区 | チケット販売事業 当社店舗においてチケット販売を行っております。 |
| 株式会社アイ・コンビニエンス | 東京都品川区 | 電子商取引事業 iモード端末から商品・サービスの注文を受け、当社店舗において決済及び引渡しなどを行っております。 |
| 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス | 東京都品川区 | 金融サービス関連事業 当社店舗において、共同ATMを設置しております。 |
| 株式会社ベストプラクティス | 東京都品川区 | コンサルティング事業 店舗調査に基づきローソン店舗の改善提案を行っております。 |

(2) 株式の状況

| | |
|--------------|--------------|
| 会社が発行する株式の総数 | 409,300,000株 |
| 発行済株式の総数 | 104,600,000株 |
| 株 主 数 | 45,036名 |
| 大 株 主 | |

| 株 主 名 | 当 社 へ の 出 資 状 況 | | 当社の大株主への出資状況 | |
|--------------------------------|--------------------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| | 持 株 数 (出 資 比 率) | 持 株 数 (出 資 比 率) | 持 株 数 (出 資 比 率) | 持 株 数 (出 資 比 率) |
| 三 菱 商 事 株 式 会 社 | 32,089 ^{千株} (30.7%) | | ^{千株} (%) | |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 6,601 (6.3) | | () | |
| 丸 紅 フ ー ズ インベストメント株式会社 | 5,939 (5.7) | | () | |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 4,688 (4.5) | | () | |
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505103 | 2,428 (2.3) | | () | |
| ザチースマンハッタンバンクエヌエイロンドン | 1,782 (1.7) | | () | |
| 指定単受託者三井アセット信託銀行株式会社 1 口 | 1,241 (1.2) | | () | |

(注) 1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。

2. 当社は、平成18年2月28日現在自己株式を2,313千株所有しておりますが、上記表中からは除外しております。

(3) 自己株式の取得、処分等及び保有

| | |
|--------------|--------------|
| 取得株式 | |
| 普通株式 | 423株 |
| 取得価額の総額 | 1,790,380円 |
| 処分株式 | |
| 普通株式 | 109,300株 |
| 処分価額の総額 | 431,952,226円 |
| 決算期末における保有株式 | |
| 普通株式 | 2,313,932株 |

(4) 新株予約権の状況

1. 現に発行している新株予約権

旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権は貸借対照表の注記に記載しております。

商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

| 株主総会の特別決議日 | 平成14年5月29日 | 平成15年5月27日 | 平成16年5月28日 | 平成17年5月27日 | 平成17年5月27日 |
|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 新株予約権の数(個) | 1,243 | 482 | 990 | 1,140 | 224 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式 | 当社普通株式 | 当社普通株式 | 当社普通株式 | 当社普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 124,300 | 48,200 | 99,000 | 114,000 | 22,400 |
| 新株予約権の発行価額 | 無償 | 無償 | 無償 | 無償 | 無償 |

2. 当営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の内容

【平成17年10月発行新株予約権（通常型ストックオプション）】

発行した新株予約権の数

1,140個（新株予約権1個につき100株）

目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 114,000株

新株予約権の発行価額

無償

権利行使時の1株当たり払込金額

4,160円

新株予約権の権利行使期間

平成19年10月12日から平成22年12月31日まで

行使の条件

-) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、当社を任期満了により退任した場合又は定年退職その他取締役会が認める事由により退職した場合は、この限りではない。
-) 新株予約権者は、当社普通株式の東京証券取引所における株価が、権利行使時の1株当たり払込金額4,160円の1.1倍以上の場合に限り当社に対して権利行使の申し込みを行うことができる。
-) その他の条件については、「新株予約権申込証」及び「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

消却の事由と条件

-) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき及び当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が承認されたときは、当社は本件新株予約権を無償で消却することができる。
-) 本件新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が（ ）に定める条件を満たさない状態となり権利を喪失した場合はその新株予約権を無償で消却することができる。ただし、この場合の消却手続きは新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。

有利な条件の内容

当社の取締役及び執行役員に対し新株予約権を無償で発行した。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。

割当てを受けた者の氏名と割当てを受けた新株予約権の数
当社取締役

| 氏名 | 新株予約権の数(通常型) |
|---------|--------------|
| 新 浪 剛 | 100個 |
| 田 邊 栄 一 | 70個 |
| 山 崎 勝 彦 | 40個 |
| 田 坂 広 志 | 30個 |
| 米 澤 禮 子 | 30個 |
| 増 田 宗 昭 | 30個 |
| 古 川 洽 次 | 30個 |
| 成 田 恒 一 | 30個 |
| 垣 内 威 彦 | 30個 |
| 以上 9名 | 合計 390個 |

当社執行役員

| 氏名 | 新株予約権の数(通常型) |
|-----------|--------------|
| 長 谷 川 進 | 40個 |
| 国 崎 武 敏 | 40個 |
| 小 川 広 通 | 40個 |
| 奥 田 一 郎 | 30個 |
| 川 村 隆 利 | 30個 |
| 出 口 幸 之 進 | 30個 |
| 落 合 勇 | 30個 |
| 篠 崎 良 夫 | 30個 |
| 鈴 木 清 晃 | 30個 |
| 野 林 定 行 | 30個 |
| 浅 野 学 | 30個 |
| 岸 本 丞 介 | 30個 |
| 今 田 勝 之 | 30個 |
| 森 本 憲 治 | 30個 |
| 伊 賀 維 津 雄 | 30個 |
| 水 野 隆 喜 | 30個 |
| 安 平 尚 史 | 30個 |
| 岡 田 正 俊 | 30個 |
| 河 原 成 昭 | 30個 |
| 渡 辺 忠 直 | 30個 |
| 下 畑 幸 政 | 30個 |
| 松 原 覚 | 30個 |
| 森 山 透 | 30個 |
| 新 倉 茂 | 30個 |
| 以上 24名 | 合計 750個 |

(注) 上記新株予約権割当て時において、国崎武敏、小川広通、川村隆利、出口幸之進、落合勇、岸本丞介、岡田正俊、河原成昭、渡辺忠直、下畑幸政の10氏は子会社の取締役(代表取締役を含む)を、今田勝之氏は子会社の監査役を兼務しております。

【平成17年10月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）】

発行した新株予約権の数

224個（新株予約権1個につき100株）

目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 22,400株

新株予約権の発行価額

無償

権利行使時の1株当たり払込金額

1円

新株予約権の権利行使期間

平成17年10月13日から平成37年5月31日まで

行使の条件

- ）新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、以下のイ）、ロ）に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - イ）新株予約権者が平成32年5月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成32年6月1日から平成37年5月31日まで。
 - ロ）権利行使開始日の前後にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案又は株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合には、当該承認日の翌日から15日間とする。
- ）新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ）その他の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権申込証」及び「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

消却の事由と条件

- ）当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき及び当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が承認されたときは、当社は i) で行使されなかった本件新株予約権を無償で消却することができるものとする。
- ）当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。また、) の「新株予約権割当契約」に定める新株予約権の失効事由が生じたときには、当社は失効した新株予約権を無償で消却することができるものとする。ただし、これらの場合の消却手続きは新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。

有利な条件の内容

当社の取締役に対し新株予約権を無償で発行した。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。

割当てを受けた者の氏名と割当てを受けた新株予約権の数
 当社取締役

| 氏 名 | 新株予約権の数（株式報酬型） |
|---------|----------------|
| 新 浪 剛 | 112個 |
| 田 邊 栄 一 | 52個 |
| 山 崎 勝 彦 | 24個 |
| 田 坂 広 志 | 11個 |
| 米 澤 禮 子 | 5個 |
| 増 田 宗 昭 | 5個 |
| 古 川 洽 次 | 5個 |
| 成 田 恒 一 | 5個 |
| 垣 内 威 彦 | 5個 |
| 以上 9名 | 合計 224個 |

(5) 企業集団の従業員の状況

企業集団の従業員の状況

| 事業部門の名称 | 従業員数(前期末比増減) |
|--------------|--------------|
| コンビニエンスストア事業 | 3,305名(177名) |
| チケット販売事業 | 156名(1名) |
| 電子商取引事業 | 20名(2名) |
| 金融サービス関連事業 | 13名(1名) |
| コンサルティング事業 | 91名(15名) |
| 合計 | 3,585名(194名) |

当社の従業員の状況

| 従業員数(前期末比増減) | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------------|-------|--------|
| 3,120名(25名) | 37.1才 | 10.7年 |

(6) 企業結合の状況

重要な子法人等の状況

| 名称 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-------------------------|----------|--------|--------------|
| 株式会社ナチュラルローソン | 98百万円 | 100.0% | コンビニエンスストア事業 |
| 株式会社バリューローソン | 99百万円 | 100.0% | コンビニエンスストア事業 |
| 株式会社ローソンチケット | 2,892百万円 | 50.8% | チケット販売事業 |
| 株式会社アイ・コンビニエンス | 2,000百万円 | 51.0% | 電子商取引事業 |
| 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス | 3,000百万円 | 59.0% | 金融サービス関連事業 |
| 株式会社ベストプラクティス | 10百万円 | 100.0% | コンサルティング事業 |

重要な関連会社の状況

| 名称 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-------------------|-----------|-------|--------------|
| 上海華聯羅森有限公司 | 165,898千元 | 49.0% | コンビニエンスストア事業 |
| 株式会社ローソン・シーエス・カード | 4,200百万円 | 50.0% | 金融サービス関連事業 |

企業結合の経過

1. 株式会社バリューローソンは平成17年4月に設立いたしました。
2. 平成17年9月に株式会社東京三菱銀行（株式会社UFJ銀行との合併により平成18年1月より株式会社三菱東京UFJ銀行）が保有する株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスの普通株式3,000株を当社が譲り受けた結果、当社の同社に対する議決権比率は54.0%から59.0%となりました。

企業結合の成果

当社グループの連結子法人等は上記の重要な子法人等6社であり、持分法適用会社は2社であります。当期の連結業績は次のとおりであります。

| 営業収益（前期比） | 経常利益（前期比） | 当期純利益（前期比） |
|--------------------|-------------------|-------------------|
| 268,058百万円（105.4%） | 43,940百万円（103.8%） | 22,025百万円（107.8%） |

重要な業務提携

三菱商事株式会社は、当社の議決権を31.7%（32,399千株）有しております（間接所有含む）。当社は同社を最重要な戦略的パートナーと位置づけ、既存ビジネスの強化や新規事業の展開などをカバーする広範囲な業務提携契約を締結しております。

(7) 取締役及び監査役

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 又 は 主 な 職 業 |
|-----------|---------|--|
| 代 表 取 締 役 | 新 浪 剛 | 社長CEO |
| 代 表 取 締 役 | 田 邊 栄 一 | 副社長CFO兼コーポレート管掌 |
| 取 締 役 | 山 崎 勝 彦 | 常務執行役員CRO兼企業倫理担当兼業務企画管掌 兼監査管掌 |
| 取 締 役 | 田 坂 広 志 | 多摩大学大学院教授 |
| 取 締 役 | 米 澤 禮 子 | 株式会社ザ・アール代表取締役社長 |
| 取 締 役 | 増 田 宗 昭 | カルチャ・コンビニエンス・クラブ株式会社 代表取締役社長 |
| 取 締 役 | 古 川 洽 次 | 三菱商事株式会社常任顧問 |
| 取 締 役 | 成 田 恒 一 | 三菱商事株式会社生活産業グループCEOオフィス 室長 |
| 取 締 役 | 垣 内 威 彦 | 三菱商事株式会社生活産業グループCEOオフィス 企画・業務/事業投資・審査総括 |
| 常 勤 監 査 役 | 児 島 政 明 | |
| 常 勤 監 査 役 | 山 川 健 次 | |
| 監 査 役 | 小 澤 徹 夫 | 弁護士 |
| 監 査 役 | 桑 田 博 | 三菱商事株式会社コントローラーオフィス投融 資管理チームリーダー |

(注) 1. 取締役 田坂広志、米澤禮子、増田宗昭、古川洽次、成田恒一、垣内威彦の6氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。

2. 常勤監査役 児島政明、監査役 小澤徹夫、桑田博の3氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

3. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
平成17年5月27日開催の第30回定時株主総会における異動

| | | |
|-----|-------|---------|
| 就 任 | 取 締 役 | 成 田 恒 一 |
| | 取 締 役 | 垣 内 威 彦 |
| | 監 査 役 | 桑 田 博 |
| 辞 任 | 取 締 役 | 青 木 輝 夫 |
| | 取 締 役 | 三 野 博 |
| | 監 査 役 | 真 田 佳 幸 |

4. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

| | | | |
|-------------|-----------|---------|-------------|
| 常 務 執 行 役 員 | 長 谷 川 進 | 執 行 役 員 | 今 本 勝 之 治 |
| 常 務 執 行 役 員 | 国 崎 武 敏 | 執 行 役 員 | 森 伊 賀 憲 津 雄 |
| 常 務 執 行 役 員 | 森 山 透 | 執 行 役 員 | 水 賀 野 隆 喜 |
| 上 級 執 行 役 員 | 奥 田 一 郎 | 執 行 役 員 | 安 野 平 尚 史 |
| 上 級 執 行 役 員 | 川 村 隆 利 | 執 行 役 員 | 岡 田 正 俊 |
| 上 級 執 行 役 員 | 出 口 幸 之 進 | 執 行 役 員 | 新 倉 原 茂 昭 |
| 上 級 執 行 役 員 | 浅 野 学 | 執 行 役 員 | 河 渡 成 忠 |
| 執 行 役 員 | 落 合 勇 夫 | 執 行 役 員 | 下 松 原 政 覚 |
| 執 行 役 員 | 篠 崎 良 晃 | 執 行 役 員 | |
| 執 行 役 員 | 鈴 木 清 定 | 執 行 役 員 | |
| 執 行 役 員 | 野 林 行 介 | 執 行 役 員 | |
| 執 行 役 員 | 岸 本 丞 | 執 行 役 員 | |

(8) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

| 区 分 | 取 締 役 | | 監 査 役 | | 合 計 | |
|-----------------|-------|--------|-------|-------|------|--------|
| | 支給人員 | 支 給 額 | 支給人員 | 支 給 額 | 支給人員 | 支 給 額 |
| 株主総会決議に基づく報酬 | 11名 | 176百万円 | 5名 | 53百万円 | 16名 | 230百万円 |
| 株主総会決議に基づく退職慰労金 | 2名 | 31百万円 | 1名 | 4百万円 | 3名 | 36百万円 |
| 合 計 | | 208百万円 | | 58百万円 | | 266百万円 |

- (注) 1. 当期末現在の取締役の人数は9名、監査役の人数は4名であります。
 2. 上記支給人員には平成17年5月27日に辞任した取締役2名を含んでおります。
 3. 上記支給人員には平成17年5月27日に辞任した監査役1名を含んでおります。
 4. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額400百万円であります(平成13年5月24日株主総会決議)。
 5. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額60百万円であります(平成10年5月30日株主総会決議)。

(9) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

| 区 分 | 支 払 額 |
|--|-------|
| 当社及び子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 60百万円 |
| 上記の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として当社及び子法人等が支払うべき報酬等の合計額 | 56百万円 |
| 上記の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 | 42百万円 |

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

平成18年3月28日に、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモと当社の業務提携並びに資本提携が合意され、当社保有の自己株式2,092,000株(発行済株式総数の2.0%)を90億2,070万4,000円で譲渡することを決定いたしました。

連結貸借対照表

(平成18年2月28日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負債、少数株主持分及び資本の部 | |
|--------------|-----------|-----------------|-----------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| (資産の部) | (375,106) | (負債の部) | (196,099) |
| 流動資産 | 129,841 | 流動負債 | 141,241 |
| 現金及び預金 | 60,940 | 買掛金 | 63,169 |
| 加盟店貸勘 | 10,762 | 加盟店借勘 | 3,416 |
| 有価証券 | 19,651 | 未払金 | 13,415 |
| たな卸資産 | 1,573 | 未払法人税等 | 10,323 |
| 前払費用 | 5,116 | 預り金 | 44,614 |
| 短期貸付金 | 6,250 | 賞与引当金 | 2,544 |
| 未収入金 | 21,578 | ポイント引当金 | 364 |
| 繰延税金資産 | 3,188 | その他 | 3,391 |
| その他の金 | 861 | 固定負債 | 54,858 |
| 貸倒引当金 | 81 | 退職給付引当金 | 2,816 |
| 固定資産 | 245,265 | 役員退職慰労引当金 | 317 |
| 有形固定資産 | 99,271 | 預り保証金 | 51,336 |
| 建物及び構築物 | 74,593 | 長期リース資産減損勘定 | 140 |
| 工具器具備品 | 18,271 | その他 | 247 |
| 土地 | 5,236 | | |
| 建設仮勘定 | 1,169 | (少数株主持分) | (3,822) |
| 無形固定資産 | 17,272 | 少数株主持分 | 3,822 |
| ソフトウェア | 9,843 | | |
| ソフトウェア仮勘定 | 5,964 | (資本の部) | (175,184) |
| 営業権 | 1,009 | 資本金 | 58,506 |
| 連結調整勘定 | 13 | 資本剰余金 | 41,520 |
| その他 | 441 | 利益剰余金 | 88,355 |
| 投資その他の資産 | 128,720 | 土地再評価差額金 | 4,854 |
| 投資有価証券 | 2,538 | 株式等評価差額金 | 695 |
| 長期貸付金 | 20,630 | 為替換算調整勘定 | 105 |
| 長期前払費用 | 3,125 | 自己株式 | 9,144 |
| 差入保証金 | 89,928 | | |
| 繰延税金資産 | 11,046 | | |
| 再評価に係る繰延税金資産 | 3,330 | | |
| その他 | 2,583 | | |
| 貸倒引当金 | 4,462 | | |
| 合 計 | 375,106 | 合 計 | 375,106 |

連結損益計算書

(平成17年3月1日から
平成18年2月28日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|--------------|---------|---------|
| (経常損益の部) | | |
| 営業損益の部 | | |
| 営業収益 | | |
| 売上高 | 66,645 | |
| 加盟店からの収入 | 170,784 | |
| その他の営業収入 | 30,628 | 268,058 |
| 営業費用 | | |
| 売上原価 | 48,296 | |
| 販売費及び一般管理費 | 175,894 | 224,190 |
| 営業利益 | | 43,867 |
| 営業外損益の部 | | |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 396 | |
| 持分法投資利益 | 285 | |
| その他の | 944 | 1,626 |
| 営業外費用 | | |
| 店舗解約損 | 1,290 | |
| その他の | 263 | 1,553 |
| 経常利益 | | 43,940 |
| (特別損益の部) | | |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 988 | |
| 貸倒引当金戻入益 | 263 | |
| その他の | 56 | 1,308 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 3,013 | |
| 減損損失 | 2,708 | |
| その他の | 803 | 6,525 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 38,722 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 17,823 | |
| 法人税等調整額 | 1,606 | 16,216 |
| 少数株主利益 | | 480 |
| 当期純利益 | | 22,025 |

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の数 6社 (国内) 株式会社ローソンチケット
株式会社アイ・コンビニエンス
株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス
株式会社ベストプラクティス
株式会社ナチュラルローソン
株式会社バリューローソン

連結子法人等の株式会社バリューローソンは、当連結会計期間において新たに設立いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 2社 (国内) 株式会社ローソン・シーエス・カード
(海外) 上海華聯羅森有限公司

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券..... 償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの..... 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの..... 移動平均法による原価法

たな卸資産

商品..... 売価還元平均原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産..... 定率法

なお、主な耐用年数は、建物10年～34年、工具器具備品5年～8年であります。

無形固定資産..... 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

長期前払費用..... 定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金..... 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金..... 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

ポイント引当金..... ローソンパス会員に付与したポイントの使用に備えるため、当連結会計期間末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

退職給付引当金.....従業員への退職給付に備えるため、当連結会計期間末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当連結会計期間末に発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生翌連結会計期間から費用処理することとしております。
また、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した期から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金.....監査役及び執行役員への退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。
なお、平成17年5月27日開催の定時株主総会において、従来の取締役に対する役員退職慰労金制度を廃止し、打ち切り支給額の未払分については、流動負債の「未払金」へ含め表示しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の.....外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外関連会社の資産及び負債並びに収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額のうち持分相当額は資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 重要なリース取引の処理方法.....リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理.....税抜方式

5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
連結子法人等の資産及び負債の評価は、全面時価評価法によっております。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項
連結調整勘定は、5年間で均等償却をしております。

〔備考〕記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更)

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）が平成16年3月31日に終了する連結会計期間に係る連結計算書類から適用できることとなりました。

これに伴い、当連結会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用しております。これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ132百万円増加し、税金等調整前当期純利益は1,854百万円減少しております。

なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

(追加情報)

平成15年3月31日に「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第9号）が公布され、平成16年4月1日以後に開始する連結会計期間より外形標準課税制度が導入されることとなりました。

これに伴い、当連結会計期間から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」（平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号）に基づき、法人事業税の付加価値割及び資本割の合計額を販売費及び一般管理費に計上しております。

この結果、販売費及び一般管理費が741百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。

(連結貸借対照表の注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 96,483百万円
2. リース契約により使用する重要な固定資産
リース契約により使用している重要な固定資産として、店舗用器具備品があります。
3. 保証債務 9,925百万円
4. 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|-------------|-----------|
| 未払事業税等 | 832百万円 |
| 賞与引当金 | 1,143百万円 |
| 減価償却超過額 | 3,320百万円 |
| ソフトウェア償却超過額 | 929百万円 |
| 退職給付引当金 | 3,255百万円 |
| 貸倒引当金 | 1,771百万円 |
| 減損損失 | 2,197百万円 |
| その他 | 2,952百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 16,403百万円 |
| 評価性引当金 | 1,690百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 14,713百万円 |
| 株式等評価差額金 | 478百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 478百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 14,234百万円 |

5. 退職給付関係

採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子法人等は、確定拠出年金及び退職一時金制度を採用しております（連結子法人等は退職一時金制度のみ）。また、当社の退職一時金制度については、退職給付信託を設定しております。

退職給付債務に関する事項

| | |
|------------------|-----------|
| イ 退職給付債務 | 10,710百万円 |
| ロ 年金資産 | 5,536百万円 |
| ハ 未積立退職給付債務（イ＋ロ） | 5,173百万円 |
| ニ 未認識過去勤務債務 | 1,405百万円 |
| ホ 未認識数理計算上の差異 | 950百万円 |
| ヘ 退職給付引当金（ハ＋ニ＋ホ） | 2,816百万円 |

(注) 連結子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

退職給付費用に関する事項

| | |
|-------------------|----------|
| イ 勤務費用 | 813百万円 |
| ロ 利息費用 | 196百万円 |
| ハ 過去勤務債務の処理額 | 175百万円 |
| ニ 数理計算上の差異の費用処理額 | 118百万円 |
| ホ 退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ） | 1,304百万円 |
| ヘ 確定拠出年金への掛金支払額 | 248百万円 |
| ト 合計（ホ＋ヘ） | 1,552百万円 |

(注) 簡便法を採用している連結子法人等の退職給付費用は、「イ 勤務費用」に計上しております。

退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

| | |
|------------------|--------|
| イ 割引率 | 2.0% |
| ロ 期待運用収益率 | 0% |
| ハ 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |

6. 事業用土地の再評価に関する事項

当社は「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」として資産の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づき合理的な調整を行った価額及び同条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年2月28日

(連結損益計算書の注記)

1. 1株当たり当期純利益 215円50銭

2. 減損損失

当社及び連結子法人等は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

| 用途 | 場所 | 種類 | 減損損失 (百万円) |
|-----|------|----------------|---------------|
| 店舗 | 東京都 | 建物・工具器具備品等 | 272 |
| | 大阪府 | " | 182 |
| | その他 | " | 1,869 |
| その他 | 東京都 | ソフトウェア・工具器具備品等 | 67 |
| | 京都府他 | 土地 | 316 |
| 合計 | | | 2,708 |

減損損失の種類別内訳

| | |
|---------|----------|
| 建物及び構築物 | 1,675百万円 |
| 工具器具備品 | 452百万円 |
| リース資産 | 203百万円 |
| 土地 | 316百万円 |
| ソフトウェア等 | 59百万円 |

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は、土地については、売却予定価額または不動産鑑定による不動産鑑定評価基準を基に算定した金額によっております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを6.0%で割り引いて算定しております。

(後発事象)

平成18年3月28日に、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモと当社の業務提携並びに資本提携が合意され、当社保有の自己株式2,092,000株（発行済株式総数の2.0%）を90億2,070万4,000円で譲渡することを決定いたしました。

貸借対照表

(平成18年2月28日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 及 び 資 本 の 部 | |
|--------------|---------|-----------------|-----------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 117,096 | 流動負債 | 134,240 |
| 現金及び預金 | 53,093 | 買掛金 | 62,943 |
| 加盟店貸付金 | 10,783 | 加盟店借入金 | 3,416 |
| 有価証券 | 16,011 | 未払金 | 12,215 |
| 商標 | 1,382 | 未払法人税等 | 10,059 |
| 前払費用 | 5,062 | 未払費用 | 1,996 |
| 短期貸付金 | 6,640 | 預り金 | 39,909 |
| 未収入金 | 20,439 | 賞与引当金 | 2,328 |
| 繰延税金資産 | 2,929 | ポイント引当金 | 361 |
| その他の金 | 834 | その他の | 1,008 |
| 貸倒引当金 | 80 | 固定負債 | 54,530 |
| 固定資産 | 251,180 | 退職給付引当金 | 2,775 |
| 有形固定資産 | 99,019 | 役員退職慰労引当金 | 285 |
| 建物 | 62,014 | 預り保証金 | 51,329 |
| 構築物 | 12,425 | 長期リース資産減損勘定 | 140 |
| 工具器具備品 | 18,173 | | |
| 土地 | 5,236 | | |
| 建設仮勘定 | 1,169 | | |
| 無形固定資産 | 16,740 | (資本の部) | (179,505) |
| ソフトウェア | 9,349 | 資本金 | 58,506 |
| ソフトウェア仮勘定 | 5,964 | 資本剰余金 | 41,520 |
| 営業権 | 1,009 | 資本準備金 | 41,520 |
| その他の | 416 | 利益剰余金 | 92,781 |
| 投資その他の資産 | 135,419 | 利益準備金 | 727 |
| 投資有価証券 | 5,464 | 任意積立金 | 50,000 |
| 子会社株式 | 3,519 | 別途積立金 | 50,000 |
| 長期貸付金 | 20,630 | 当期未処分利益 | 42,053 |
| 長期前払費用 | 3,104 | 土地再評価差額金 | 4,854 |
| 差入保証金 | 89,754 | 株式等評価差額金 | 697 |
| 繰延税金資産 | 11,566 | 自己株式 | 9,144 |
| 再評価に係る繰延税金資産 | 3,330 | | |
| その他の | 2,511 | | |
| 貸倒引当金 | 4,462 | | |
| 合 計 | 368,276 | 合 計 | 368,276 |

損 益 計 算 書

(平成17年3月1日から
平成18年2月28日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|--------------|---------|---------|
| (経常損益の部) | | |
| 営業損益の部 | | |
| 営業収益 | | |
| 売上高 | 62,274 | |
| 加盟店からの収入 | 170,812 | |
| その他の営業収入 | 14,954 | 248,041 |
| 営業費用 | | |
| 売上原価 | 44,933 | |
| 販売費及び一般管理費 | 159,303 | 204,236 |
| 営業利益 | | 43,804 |
| 営業外損益の部 | | |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 405 | |
| その他の | 936 | 1,341 |
| 営業外費用 | | |
| 店舗解約損 | 1,257 | |
| その他の | 249 | 1,507 |
| 経常利益 | | 43,639 |
| (特別損益の部) | | |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 988 | |
| 貸倒引当金戻入益 | 263 | |
| その他の | 56 | 1,308 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損失 | 2,967 | |
| 減損 | 2,640 | |
| その他の | 756 | 6,364 |
| 税引前当期純利益 | | 38,582 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 17,426 | |
| 法人税等調整額 | 1,551 | 15,874 |
| 当期純利益 | | 22,707 |
| 前期繰越利益 | | 26,160 |
| 土地再評価差額金取崩 | | 2,182 |
| 自己株式処分差損 | | 33 |
| 中間配当 | | 4,597 |
| 当期未処分利益 | | 42,053 |

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券..... 償却原価法(定額法)
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの..... 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの..... 移動平均法による原価法
 - 子会社株式及び関連会社株式..... 移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商品..... 売価還元平均原価法
3. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産..... 定率法
なお、主な耐用年数は、建物10年～34年、工具器具備品5年～8年であります。
 - 無形固定資産..... 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
 - 長期前払費用..... 定額法
4. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金..... 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞与引当金..... 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
 - ポイント引当金..... ローソンパス会員に付与したポイントの使用に備えるため、当期末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。
なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
 - 退職給付引当金..... 従業員への退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、発生の翌期から費用処理することとしております。
また、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、発生した期から費用処理することとしております。
 - 役員退職慰労引当金..... 監査役及び執行役員への退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。
なお、平成17年5月27日開催の定時株主総会において、従来の取締役に対する役員退職慰労金制度を廃止し、打ち切り支給額の未払分については、流動負債の「未払金」へ含め表示しております。
また、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
5. リース取引の処理方法..... リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. 消費税等の会計処理..... 税抜方式

(備考)記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(重要な会計方針の変更)

固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)が平成16年3月31日に終了する会計期間に係る計算書類から適用できることとなりました。

これに伴い、当会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用しております。これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ119百万円増加し、税引前当期純利益は1,854百万円減少しております。

なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

(追加情報)

平成15年3月31日に「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が公布され、平成16年4月1日以後に開始する会計期間より外形標準課税制度が導入されることとなりました。

これに伴い、当会計期間から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に基づき、法人事業税の付加価値割及び資本割の合計額を販売費及び一般管理費に計上しております。

この結果、販売費及び一般管理費が711百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。

(貸借対照表の注記)

1. 子会社に対する金銭債権債務

| | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 1,699百万円 |
| 短期金銭債務 | 1,616百万円 |
| 長期金銭債務 | 39百万円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 96,276百万円

3. リース契約により使用する重要な固定資産

リース契約により使用している重要な固定資産として、店舗用器具備品があります。

4. 保証債務 9,925百万円

5. 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|-------------|-----------|
| 未払事業税等 | 808百万円 |
| 賞与引当金 | 1,053百万円 |
| 子会社株式評価損 | 351百万円 |
| 減価償却超過額 | 2,920百万円 |
| ソフトウェア償却超過額 | 929百万円 |
| 退職給付引当金 | 3,238百万円 |
| 貸倒引当金 | 1,771百万円 |
| 減損損失 | 2,197百万円 |
| その他 | 1,702百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 14,974百万円 |

株式等評価差額金 478百万円

繰延税金負債合計 478百万円

繰延税金資産の純額 14,496百万円

6. 退職給付関係

採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を採用しております。また、退職一時金制度については、退職給付信託を設定しております。

退職給付債務に関する事項

| | | |
|---|----------------|-----------|
| イ | 退職給付債務 | 10,668百万円 |
| ロ | 年金資産 | 5,536百万円 |
| ハ | 未積立退職給付債務（イ＋ロ） | 5,131百万円 |
| ニ | 未認識過去勤務債務 | 1,405百万円 |
| ホ | 未認識数理計算上の差異 | 950百万円 |
| ヘ | 退職給付引当金（ハ＋ニ＋ホ） | 2,775百万円 |

退職給付費用に関する事項

| | | |
|---|-----------------|----------|
| イ | 勤務費用 | 801百万円 |
| ロ | 利息費用 | 196百万円 |
| ハ | 過去勤務債務の処理額 | 175百万円 |
| ニ | 数理計算上の差異の費用処理額 | 118百万円 |
| ホ | 退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ） | 1,292百万円 |
| ヘ | 確定拠出年金への掛金支払額 | 248百万円 |
| ト | 合計（ホ＋ヘ） | 1,540百万円 |

退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

| | | |
|---|----------------|--------|
| イ | 割引率 | 2.0% |
| ロ | 期待運用収益率 | 0% |
| ハ | 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |

7. 旧商法第280条ノ19第1項に規定する取締役及び使用人に付与している新株引受権の内容

| | |
|---------------|------------------------------|
| 株主総会の決議日 | 平成12年5月26日 |
| 対象となる株式の種類 | 普通株式 |
| 対象となる株式の総数 | 1,017千株 |
| 新株の発行価額（行使価額） | 1株につき7,500円 |
| 権利行使期間 | 平成14年5月27日から 平成19年5月25日まで |

8. 事業用土地の再評価に関する事項

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」として資産の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づき合理的な調整を行った価額及び同条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年2月28日

9. 商法施行規則第124条第3号に規定する資産に時価を付したことによる増加純資産額

697百万円

(損益計算書の注記)

| | | |
|---------------|------------|----------|
| 1. 子会社との取引 | 営業取引高 | 3,018百万円 |
| | 営業取引以外の取引高 | 39百万円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | | 222円18銭 |
| 3. 減損損失 | | |

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

| 用途 | 場所 | 種類 | 減損損失 (百万円) |
|-----|------|------------|---------------|
| 店舗 | 東京都 | 建物・工具器具備品等 | 272 |
| | 大阪府 | " | 182 |
| | その他 | " | 1,869 |
| その他 | 京都府他 | 土地 | 316 |
| 合計 | | | 2,640 |

減損損失の種類別内訳

| | |
|--------|----------|
| 建物 | 1,467百万円 |
| 構築物 | 208百万円 |
| 工具器具備品 | 445百万円 |
| リース資産 | 203百万円 |
| 土地 | 316百万円 |

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は、土地については、売却予定価額または不動産鑑定による不動産鑑定評価基準を基に算定した金額によっております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを6.0%で割り引いて算定しております。

利益処分案

(単位：円)

当期末処分利益の処分

| | |
|---------------|----------------|
| 当 期 未 処 分 利 益 | 42,053,803,570 |
|---------------|----------------|

これを次のとおり処分いたします。

| | |
|---------------------------|---------------|
| 利 益 配 当 金 (1 株につき45円) | 4,602,873,060 |
|---------------------------|---------------|

| | |
|-------------|----------------|
| 次 期 繰 越 利 益 | 37,450,930,510 |
|-------------|----------------|

(注)平成17年11月10日に、4,597,962,795円(1株につき45円)の中間配当を実施いたしました。

会計監査人の監査報告書 謄本（連結）

独立監査人の監査報告書

平成18年4月6日

株式会社 ローソン
取締役 会 御中

監査法人 トーマツ

| | | | |
|----------------|-------|------|---|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 松宮俊彦 | Ⓜ |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 原田誠司 | Ⓜ |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 森田浩之 | Ⓜ |

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社ローソンの平成17年3月1日から平成18年2月28日までの第31期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社ローソン及びその子会社から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は新会計基準の適用に伴うものであり、相当と認める。

連結計算書類の注記に記載されている後発事象は、次期以後の会社及びその子会社から成る企業集団の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものである。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年4月6日

株式会社 ローソン
取締役 会 御中

監査法人 トーマツ

| | | | |
|------------------------|-----------|---------|---|
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 松 宮 俊 彦 | Ⓔ |
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 原 田 誠 司 | Ⓔ |
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 森 田 浩 之 | Ⓔ |

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社ローソンの平成17年3月1日から平成18年2月28日までの第31期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
重要な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は新会計基準の適用に伴うものであり、相当と認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

営業報告書に記載されている後発事象は、次期以後の会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものである。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本（連結）

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年3月1日から平成18年2月28日までの第31期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査計画等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年4月11日

株式会社ローソン 監査役会

常勤監査役 児島 政明 ⑩

常勤監査役 山川 健次 ⑩

監査役 小澤 徹夫 ⑩

監査役 桑田 博 ⑩

(注) 常勤監査役 児島 政明、監査役 小澤 徹夫及び監査役 桑田 博は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成17年3月1日から平成18年2月28日までの第31期営業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査計画等に従い、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席するほか、取締役、執行役員、内部監査部門等から職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、支社その他主要な事業所及び店舗において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社等から営業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、その独立性を監視し、その監査に立会い、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、詳細に調査いたしました。また、法令遵守体制、リスク管理体制その他内部統制の状況について重点をおいて調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。
- (6) 内部統制に関する取締役の職務遂行については、指摘すべき事項は認められません。
- (7) 子会社等の調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年4月11日

株式会社ローソン 監査役会

常勤監査役 児島 政明 ㊟
常勤監査役 山川 健次 ㊟
監査役 小澤 徹夫 ㊟
監査役 桑田 博 ㊟

- (注) 1. 常勤監査役 児島 政明、監査役 小澤 徹夫及び監査役 桑田 博は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 監査役 桑田 博は平成17年5月27日に就任いたしましたので、第31期営業年度中の3月1日より就任までの取締役の職務の執行の監査につきましては、他の監査役から詳細に話を聞き、重要な書類を閲覧して調査を行いました。

以上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

1,022,770個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第31期利益処分案承認の件

当期の利益処分案につきましては、添付書類31頁に記載のとおりといたしたいと存じます。

当期の利益配当金につきましては、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、財政状態、利益水準及び配当性向などを総合的に勘案して実施することとし、1株につき45円といたしたいと存じます。これにより、中間配当金45円を加えました通期の配当金は、前期に比べ20円増配の1株につき90円となります。

なお、内部留保資金につきましては、積極的な新規出店、既存店舗の改装及び新規ビジネスに充当し、企業価値の向上に努めてまいります。

第2号議案 定款一部変更の件

当社現行定款の一部を以下のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

- (1) フランチャイズ事業におけるサービスの拡大を企図するため、現行定款第2条（目的）に「銀行代理業」を追加するものであります。
- (2) 公告閲覧の利便性の向上及び公告費用の節減を図るため、現行定款第4条（公告の方法）を変更し、公告方法として、インターネットを利用した電子公告を採用するものであります。併せて、やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (3) 株主の皆さまの利便性向上を図るため、第8条（単元未満株式の買増し）を新設し、単元未満株式の買増制度を採用するものであります。
- (4) 「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）の施行に伴い、以下のとおり変更するものであります。

定款に記載されているとみなされている事項（株式に係る株券を発行する旨、株主名簿管理人、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨）につき、それぞれ変更案第6条（単元株式数及び株券の発行）、第9条（株主名簿管理人）、第20条（取締役会招集の通知）、第25条（監査役の数）、第28条（監査役会招集の通知）及び第34条（会計監査人）にその規定を置くものであります。

株主総会の開催場所につき、都道府県単位での定款規定が可能となったため、変更案第11条（株主総会招集の時期及び開催場所）に株主総会開催場所を大阪府又は東京都区内と定めるものであります。

株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示することにより、株主の皆さまへ当該事項に係る情報を提供したものとみなされるようになったことに伴い、第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

取締役会の書面決議が認められるようになったことに伴い、経営の効率を高めるため、第21条（取締役会の決議方法）を新設し、全取締役が同意し、かつ、全監査役に異議がない場合に限り、書面又は電磁的方法により取締役会の決議があったものとみなす規定を置くものであります。

社外監査役として広く人材の登用を可能にするため、第32条（社外監査役との責任限定契約）を新設し、社外監査役との間にあらかじめ責任限定契約を締結することができる旨の規定を置くものであります。

- (5) その他全般にわたり、構成の整理、用語、条文、文言の修正、追加、削除等を行うとともに、条数及び項数等の調整を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更箇所は下線の部分であります。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| 第 1 章 総則 | 第 1 章 総則 |
| 第 1 条 (省略) (目的) | 第 1 条 (現行どおり) (目的) |
| 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 |
| 1. } (省略) | 1. } (現行どおり) |
| 23. | 23. |
| 24. 証券仲介業 | 24. <u>銀行代理業及び証券仲介業</u> |
| 25. } (省略) | 25. } (現行どおり) |
| 32. | 32. |
| 第 3 条 (省略) (公告の方法) | 第 3 条 (現行どおり) (公告方法) |
| 第 4 条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u> | 第 4 条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u> |
| 第 2 章 株式 | 第 2 章 株式 |
| (発行する株式の総数) | (発行可能株式総数) |
| 第 5 条 当社の発行する株式の総数は409,300,000株とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u> | 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>409,300,000株</u> とする。 (第 7 条へ移設) |
| (自己株式の取得) | |
| 第 6 条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u> (第 7 条から移設) | |
| (1単元の株式数及び単元未満株券の不発行) | (単元株式数及び株券の発行) |
| 第 7 条 当社の1単元の株式数は、100株とする。 <u>当社は、1単元の株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)の数を表示した株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u> | 第 6 条 当社の単元株式数は、 <u>100株とする。</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> <u>当社は、前項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券は発行しないことができる。</u> (第 6 条へ移設) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(第6条から移設)</p> <p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、<u>株式及び新株予約権につき名義書換代理人を置くことができる。</u> 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 名義書換代理人を置いた場合には、<u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿並びに新株予約権原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式及び新株予約権の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取請求の取扱い、株券喪失にかかる手続き等、株式及び新株予約権に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(基準日) 第9条 当社は、<u>毎決算期日現在の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その期の定時株主総会において株主の権利を行使することのできる株主とする。なお、前記の他必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日現在の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は質権者とする。</u></p> <p>(株式取扱規則) 第10条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、新株予約権の名義書換、その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料等は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> | <p>(自己の株式の取得) 第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元未満株式の買増し) 第8条 <u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(第12条へ一部移設)</p> <p>(株式取扱規則) 第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料等は、<u>法令又は本定款に定めあるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(株主総会招集の時期及び開催場所)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>株主総会は、大阪府吹田市もしくはその隣接地のほか、東京都千代田区、港区、中央区又は品川区においても招集することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(第9条から一部移設)</p> <p>(株主総会の招集及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、取締役会の決議に基づき招集し、あらかじめ取締役会が定める取締役が議長となる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会が定める順序に従って、他の取締役がこれに当たる。</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p>(株主総会の決議方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>商法第343条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主がその議決権の行使を委任することができる代理人は、当会社の議決権を有する他の株主とする。ただし、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会毎に会社に差し出さなければならない。</p> | <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(株主総会招集の時期及び開催場所)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>当会社は、大阪府又は東京都区内で株主総会を開催する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。</u></p> <p>(株主総会の招集及び議長)</p> <p>第13条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき招集し、あらかじめ取締役会が定める取締役が議長となる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会が定める順序に従って、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>前項の開示を行ったときは、法務省令に定めるところにより、当会社が当該事項に係る情報を株主に対して提供したものとみなされる。</u></p> <p>(株主総会の決議方法)</p> <p>第15条 当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>会社法第309条第2項に定める当会社の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 当会社の株主がその議決権の行使を委任することができる代理人は、当会社の議決権を有する他の1名の株主とする。ただし、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の数) 第15条 <u>当社の取締役は3名以上11名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第16条 <u>取締役は、株主総会で選任し、その決議には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を必要とする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第17条 <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">補欠として選任された取締役の任期は、<u>退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第18条 <u>取締役会の決議をもって、代表取締役を選任する。</u></p> <p>(取締役会招集の通知) 第19条 <u>取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> (新設)</p> <p style="text-align: center;">(第18条から移設)</p> <p>(取締役会規程) 第20条 <u>取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めあるもののほか、取締役会で定める取締役会規程による。</u></p> | <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の数) 第17条 <u>当社は取締役を置き、その員数は11名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第18条 <u>当社の取締役は、株主総会の決議により選任し、その決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>当社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期) 第19条 <u>当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された当社の取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (削除)</p> <p style="text-align: center;">(第22条へ移設)</p> <p>(取締役会招集の通知) 第20条 <u>当社は取締役会を置き、その招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法) 第21条 <u>当社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> <u>前項の規定にかかわらず、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(代表取締役) 第22条 <u>当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</u></p> <p>(取締役会規程) 第23条 <u>当社の取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めあるもののほか、取締役会で定める取締役会規程による。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第21条 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間で、同条第1項第5号の行為による賠償責任に関し、同条第19項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第22条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第23条 監査役は、株主総会で選任し、その決議には、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を必要とする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第24条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第25条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会招集の通知)</p> <p>第26条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 80px;">(第25条から移設)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第27条 監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めあるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。</p> | <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第24条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第25条 <u>当社は監査役を置き、その員数は4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第26条 当社の監査役は、株主総会の決議により選任し、その決議には、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第27条 当社の監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された当社の監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="padding-left: 80px;">(第30条へ移設)</p> <p>(監査役会招集の通知)</p> <p>第28条 当社は監査役会を置き、その招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第29条 <u>当社の監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 当社は、<u>監査役会の決議により常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第31条 当社の監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めあるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(新設)</p> <p>第 6 章 執行役員</p> <p>第28条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第29条 当社の営業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年の 2 月末日までの年 1 期とし、営業年度の末日をもって決算期日とする。</p> <p>(利益配当)</p> <p>第30条 当社の利益配当金は、毎決算期日現在の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第31条 当社は、取締役会の決議により毎年 8 月 31 日現在の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者に対し、中間配当として金銭の分配を行うことができる。</p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第32条 利益配当金及び中間配当金はその支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</p> <p>(省略)</p> | <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第32条 <u>当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第 1 項の損害賠償責任に関し、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第 6 章 執行役員</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人)</p> <p>第34条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第35条 <u>当社の会計監査人は、株主総会の決議により選任し、その決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第36条 <u>当社の会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>第 8 章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年の 2 月末日までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議により毎年 8 月 31 日を基準日として、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>(現行どおり)</p> |

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴及び他の会社の代表状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|--|---|------------------------------------|
| 1 | にい なみ たけし 新 浪 剛 (昭和34年1月30日生) | 昭和56年4月 三菱商事株式会社入社 平成7年6月 株式会社ソデックスコーポレーション代表取締役 平成11年7月 三菱商事株式会社生活産業流通企画部外食事業チームリーダー 平成12年4月 同社ローソンプロジェクト統括室長兼外食事業室長 平成13年4月 同社コンシューマー事業本部ローソン事業ユニットマネージャー兼外食事業ユニットマネージャー 平成14年3月 当社顧問 平成14年5月 当社代表取締役社長執行役員 平成15年4月 当社代表取締役社長執行役員マーケティング本部長 平成15年6月 当社代表取締役社長執行役員 平成15年9月 当社代表取締役社長執行役員商品・物流本部長 平成16年3月 当社代表取締役社長執行役員商品・物流本部長兼品質管理本部長 平成16年4月 当社代表取締役社長執行役員品質管理本部長 平成16年5月 当社代表取締役社長執行役員 平成17年3月 当社代表取締役社長CEO(現任) | 株 2,000 |
| 2 | た なべ えい いち 田 邊 栄 一 (昭和28年9月16日生) | 昭和53年4月 三菱商事株式会社入社 平成9年4月 同社財務部部长代理 平成13年4月 当社経営企画室副室長 平成13年5月 当社取締役経営企画室副室長 平成14年1月 当社取締役常務執行役員CFO兼経企・財務・経理副担当兼財務企画室長 平成14年3月 当社取締役常務執行役員CFO兼経企・財務・経理担当兼経営企画室長 平成14年6月 当社取締役常務執行役員CFO兼コーポレートステーションディレクター 平成15年5月 当社取締役常務執行役員CFO兼コーポレートステーションディレクター兼財務経理ステーションディレクター兼マネジメントサービス担当 平成15年7月 当社取締役常務執行役員CFO兼コーポレートステーションディレクター 平成16年3月 当社取締役常務執行役員CFO兼コーポレート管掌 平成16年5月 当社代表取締役専務執行役員CFO兼コーポレート管掌 平成17年3月 当社代表取締役副社長CFO兼コーポレート管掌(現任) | 1,600 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴及び他の会社の代表状況 | 所有する 当社の 株式の数 |
|-------|---|--|---------------------|
| 3 | ★ もり やま とある 森 山 透 (昭和29年8月9日生) | 昭和52年4月 三菱商事株式会社入社 平成13年4月 同社食品本部水産ユニットマネージャー 平成16年4月 同社中部支社生活産業部長 平成17年9月 当社執行役員社長補佐 平成17年11月 当社常務執行役員商品・物流本部長 平成18年3月 当社専務執行役員商品・物流本部長(現任) | 株 0 |
| 4 | ★ あさ の まなぶ 浅野 学 (昭和24年10月1日生) | 昭和52年9月 当社入社 昭和55年9月 当社能力開発室長 平成元年3月 当社営業企画本部開発企画部長 平成4年3月 当社開発本部第1地区リクルートマネージャー 平成10年3月 当社開発本部東日本第1リージョン担当 平成14年1月 当社執行役員店舗開発本部長 平成14年10月 当社執行役員店舗開発本部長兼中部本部長 平成15年3月 当社執行役員中部ローソン支社長 平成17年9月 当社上級執行役員CRO補佐 平成18年3月 当社上級執行役員CCO兼業務企画管掌兼監査管掌(現任) | 2,200 |
| 5 | た さか ひろ し 田 坂 広 志 (昭和26年4月17日生) | 平成2年3月 株式会社日本総合研究所入社 平成8年6月 同社取締役 平成12年3月 ソフトバンク・インベストメント株式会社取締役 平成12年4月 株式会社日本総合研究所フェロー(現任) 平成12年4月 多摩大学教授 平成12年5月 当社取締役(現任) 平成13年4月 多摩大学大学院教授(現任) 平成13年6月 株式会社エンバイオテック・ラボラトリーズ監査役(現任) 平成17年6月 SBIホールディングス株式会社取締役(現任) 平成17年12月 株式会社オーケイウェブ(現 株式会社オウケイウェブ)取締役(現任) (他の会社の代表状況) 株式会社ソフィアバンク 代表取締役社長 | 0 |
| 6 | よね ざわ れい こ 米 澤 禮 子 (昭和25年4月3日生) | 昭和49年4月 日本航空株式会社入社 昭和57年3月 株式会社ザ・アール代表取締役社長(現任) 昭和61年7月 株式会社ウイル代表取締役社長 平成14年5月 当社取締役(現任) 平成15年8月 日本エンタープライズ株式会社取締役(現任) 平成18年1月 日本郵政株式会社取締役(現任) (他の会社の代表状況) 有限会社アールアンドアール 代表取締役 | 0 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴及び他の会社の代表状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|---|--|-------------|
| 9 | かき うち たけ ひこ 垣 内 威 彦 (昭和30年7月31日生) | 昭和54年4月 三菱商事株式会社入社 平成13年4月 同社食糧本部ホワイトミートユニットマネージャー兼レッドミートユニットマネージャー 平成16年4月 同社生活産業グループCEOオフィス企画・業務/事業投資・審査総括 平成17年5月 当社取締役(現任) 平成18年4月 三菱商事株式会社生活産業グループCEOオフィス室長(現任) | 株 0 |

- (注) 1. 候補者田坂広志、米澤禮子、増田宗昭、古川治次及び垣内威彦の5氏は、いずれも社外取締役の候補者であります。
2. 候補者米澤禮子氏が代表取締役を務める株式会社ザ・アールと当社との間には、教育研修に係る業務などの受託及び委託の関係があります。
3. 候補者増田宗昭氏が代表取締役を務めるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と当社との間には、TSUTAYAレンタル商品に関する業務などの受託及び委託の関係があります。また、同氏が代表取締役を務める株式会社Tカード&マーケティングと当社との間には、TSUTAYAカード会員とのポイントプログラムの提携関係があります。併せて、同氏が代表取締役を務める株式会社TSUTAYAは当社と同一の部に属する商品の一部取り扱っております。
4. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
5. *印は、新任の取締役候補者であります。
6. 略歴及び他の会社の代表状況につきましては、平成18年4月12日現在のもを記載しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役児島政明氏は辞任いたしますので、新たに監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴及び他の会社の代表状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---------------------------------------|---|-------------|
| なか の むね ひこ 中 野 宗 彦 (昭和26年9月6日生) | 昭和49年4月 三菱商事株式会社入社 平成13年1月 同社中部支社業務経理部長 平成14年5月 同社機械グループコントローラー(現任) | 株 0 |

- (注) 1. 候補者中野宗彦氏は、社外監査役の候補者であります。
2. 候補者中野宗彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者中野宗彦氏は、児島政明氏の補欠として選任をお願いするものであり、任期は前任者の任期の満了する時までとなります。
4. 本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
5. 略歴及び他の会社の代表状況につきましては、平成18年4月12日現在のもを記載しております。

第5号議案 当社の取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

(提案の理由)

当社は、取締役について、昨年より、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有し、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、取締役の退職慰労金制度を廃止し、これに代えて同等の経済価値を有する新株予約権（行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を1円とする新株予約権（以下、「株式報酬型ストックオプション」という。））を割当てることとしております。また、第26期（平成12年）より、取締役について当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆さまの利益を重視した業務展開を図ることを目的として、行使価額を原則として割当時の時価とするストックオプション（以下、「通常型ストックオプション」という。）を割当てることとしております。

「会社法」（平成17年法律第86号）施行前におきましては、ストックオプションについて、株主さま以外の方に対し特に有利な条件で新株予約権を発行するものとして、その発行手続きにおいて当社株主総会の特別決議によるご承認をお願いしておりましたが、「会社法」施行後は、ストックオプションとして取締役に発行される新株予約権は、取締役の報酬等の一部であると位置づけられること及び平成17年12月27日に企業会計基準委員会から公表された企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」により会計上の費用化が実施されることに伴い、取締役の報酬等の変更をお願いするものであります。

(議案の内容)

1. 当社の取締役報酬額は平成13年5月24日開催の第26回定時株主総会において、年額4億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該取締役報酬額とは別枠で、ストックオプションとして取締役に発行する新株予約権に関する報酬額として年額2億円以内とする旨をご承認いただきたく存じます。

なお、第3号議案が原案のとおり承認可決されますと、取締役の員数は9名となります。

2. ストックオプションとして取締役に発行する新株予約権の内容は次のものとしたく存じます。

(1) 株式報酬型ストックオプション

新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 27,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が、株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）、株式併合又は資本の減少等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

新株予約権の総数

270個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

各新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。

なお、当社が、株式分割、株式併合又は資本の減少等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額1円に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)の翌日より20年以内とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記にかかわらず、新株予約権者は、原則として当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができるものとし、その他の新株予約権の行使の条件については、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(2) 通常型ストックオプション

新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 50,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が、株式分割、株式併合又は資本の減少等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

新株予約権の総数

500個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

各新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。

なお、当社が、株式分割、株式併合又は資本の減少等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日前日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、当社が時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（ただし、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）、又は資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める調整を行うものとする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より3年以内とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって監査役を辞任されます児島政明氏に対し、在任中の労に報いるため、2千3百万円の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏名 | 略歴 |
|------|---------------------|
| 児島政明 | 平成13年5月 当社常勤監査役（現任） |

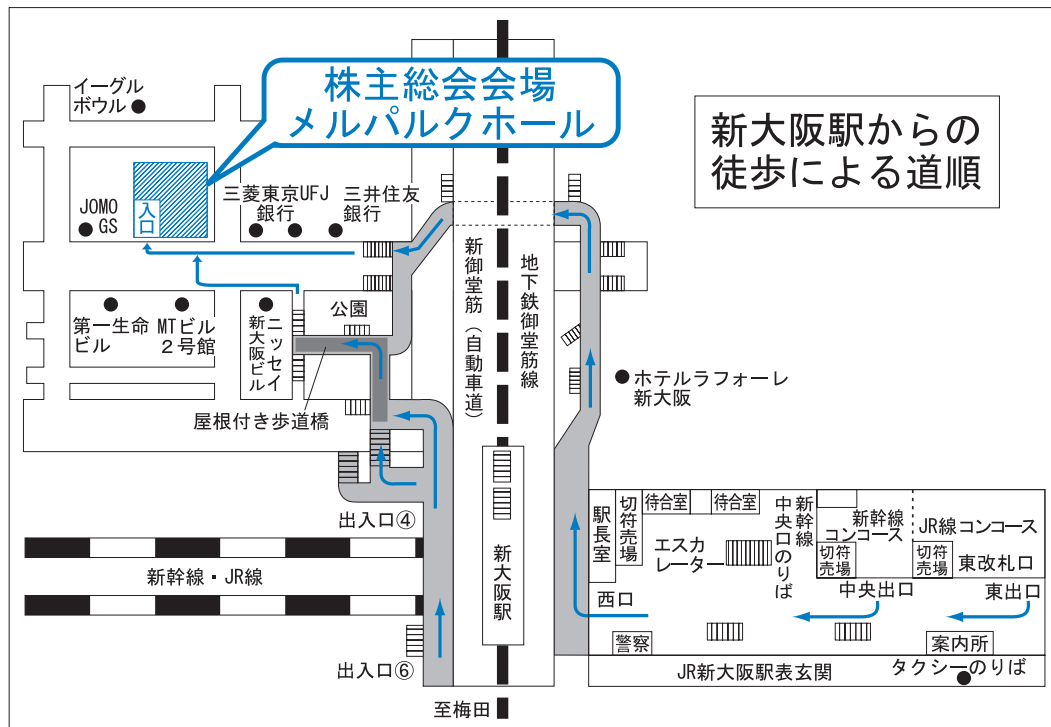
（注）略歴につきましては、平成18年4月12日現在のものを記載しております。

以上

株主総会会場ご案内図

メルパルクホール（大阪郵便貯金ホール）

大阪府大阪市淀川区宮原四丁目2番1号



交通ご案内

地下鉄御堂筋線ご利用の場合

地下鉄新大阪駅、出入口④を出て、屋根付き歩道橋渡る（徒歩6分）。

新幹線・JR線ご利用の場合

西口を出て右折、歩道橋渡る（徒歩6分）。

出入口⑥（ハイウェイバス乗り場）を出て左へ、屋根付き歩道橋渡る（徒歩6分）。

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。